

2 次のいずれかに該当する者が県内の他の公共機関（国、地方公共団体、公社及び公団をいう。）の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
(1) 代表役員等	3 箇月以上 9 箇月以内
(2) 一般役員等	2 箇月以上 6 箇月以内
(3) 使用人	1 箇月以上 3 箇月以内
3 次のいずれかに該当する者が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
(1) 代表役員等	3 箇月以上 9 箇月以内
(2) 一般役員等	1 箇月以上 3 箇月以内
(独占禁止法違反行為)	
4 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、県工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 2 箇月以上 9 箇月以内
5 県工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、県工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 3 箇月以上 12 箇月以内
6 業務に関し、代表役員等又は一般役員等が独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。	刑事告発を知った日から 3 箇月以上 12 箇月以内
(競売入札妨害又は談合)	
7 業務に関し、一般役員等又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から 2 箇月以上 12 箇月以内
8 県工事等に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 3 箇月以上 12 箇月以内
9 業務に関し、代表役員等が競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から 3 箇月以上 12 箇月以内
10 県工事等に関し、代表役員等が競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 4 箇月以上 12 箇月以内
(暴力団又は暴力団関係者の利用等)	
11 代表役員等、一般役員等、使用人又は有資格業者の経営に事実上参加している者が次のいずれかに該当すると認められるとき。	当該認定をした日から 2 箇月以上 6 箇月以内
(1) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用したとき。	
(2) 暴力団又は暴力団関係者に対して資金等供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。	
(3) 暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用した	

とき。

(建設業法違反行為)

12 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、県工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。

当該認定をした日から
1箇月以上9箇月以内

13 県工事等に関し、建設業法の規定に違反し、県工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。

当該認定をした日から
2箇月以上9箇月以内

(不正又は不誠実な行為)

14 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、県工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。

当該認定をした日から
1箇月以上9箇月以内

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定により罰金刑を宣告され、県工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。

当該認定をした日から
1箇月以上9箇月以内

様式第4号の次に次のように加える。

様式5号

熊本県工事入札参加資格有資格者の指名停止措置について

1 指名停止を受けた業者

- (1) 商号又は名称：
- (2) 代表者名：
- (3) 所在地：

2 指名停止措置の期間

3 事実の概要

4 指名停止措置の理由

指名停止等の措置要領第2条第1項に定める別表第○第○号

措 置 要 件	期 間

〈問合せ先〉

附 則

この要領は、平成16年3月1日から施行する。

熊本県告示第112号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成16年2月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子